

平成24年度第1回学校給食望月センター運営委員会会議次第

日 時：平成24年6月6日（水）
午後3時30分～

場 所：学校給食望月センター2階

1. 開 会
2. 委嘱書交付
3. 自己紹介
4. 平成24年度役員を選任について
5. 新会長あいさつ
6. 会議事項
 - (1) 平成24年度給食会計予算（案）について
 - (2) 平成24年度給食の実施内容（案）について
 - (3) その他
7. 閉 会

平成24年度の運営委員会・献立委員会の役員体制

運営委員会		献立委員会	
会 長	望小校長	委員長	望中校長
副会長	望中PTA		
監 事	望中校長		
監 事	望小PTA		

- ・各委員会の役職は、隔年交代とする。
- ・各委員会のPTA代表(各2名)は、重複しない者とする。
- ・運営委員会の監事は、平成24年度から2名とする。(現行3名)

平成25年度の運営委員会・献立委員会の役員体制

運営委員会		献立委員会	
会 長	望中校長	委員長	望小校長
副会長	望小PTA		
監 事	望小校長		
監 事	望中PTA		

平成24年度 佐久市学校給食望月センター運営委員会出席者名簿

日時:平成24年6月6日(水)

場所:学校給食望月センター

職 名	氏 名	備 考
望月小学校長	廣 田 敦 弘	出席(公務)
望月中学校長	片 桐 一 男	出席(公務)
望月小学校PTA副会長	土 屋 博 之	出 席
望月中学校PTA厚生部長	菊 地 かおる	出 席
学校医代表	高 橋 淳	欠 席
学校薬剤師代表	大 田 正 美	出 席
佐久市教育委員会 学校教育部長	花 里 英 一	欠 席
事 務 局		
佐久市教育委員会・学校教育部 学校給食課長	丸 山 陽 造	欠 席
佐久市教育委員会・学校教育部 学校給食課企画幹	渡 辺 和 男	欠 席
佐久市教育委員会・学校教育部 学校給食望月センター事業係長	小 泉 龍 人	出 席
栄養職員(県職)	六 川 良 子	出 席

○佐久市学校給食センター条例

平成17年4月1日条例第197号

改正

平成20年3月27日条例第24号

佐久市学校給食センター条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、学校給食調理等の業務を処理するため、学校給食センターを設置する。

(名称、位置及び給食する学校)

第2条 学校給食センターの名称、位置及び給食する学校は、次のとおりとする。

名称	位置	給食する学校
佐久市学校給食南部センター	佐久市原563番地1	野沢中学校、中込中学校、野沢小学校、泉小学校、岸野小学校及び中込小学校
佐久市学校給食北部センター	佐久市長土呂64番地22	浅間中学校、東中学校、岩村田小学校、平根小学校、中佐都小学校、高瀬小学校及び東小学校
佐久市学校給食臼田センター	佐久市田口6450番地	臼田中学校、臼田小学校、田口小学校、青沼小学校及び切原小学校
佐久市学校給食浅科センター	佐久市甲2003番地1	浅科中学校及び浅科小学校
佐久市学校給食望月センター	佐久市協和6925番地	望月中学校及び望月小学校

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日条例第24号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

○佐久市学校給食センター条例施行規則

平成17年4月1日教育委員会規則第19号

改正

平成20年3月28日教委規則第4号

佐久市学校給食センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市学校給食センター条例(平成17年佐久市条例第197号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 佐久市学校給食センター(以下「給食センター」という。)に次の表の左欄に掲げる課を置き、同表の右欄に掲げる係を置く。

課	係
学校給食課	学校給食南部センター事業係 学校給食北部センター事業係 学校給食臼田センター事業係 学校給食浅科センター事業係 学校給食望月センター事業係

(業務)

第3条 給食センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学校給食の物資の購入、調理及び配送に関すること。
- (2) 学校給食用器具の管理及び整備に関すること。
- (3) 学校給食の調理の研究及び調査に関すること。
- (4) 学校給食の会計の事務に関すること。
- (5) 給食センターの設置及び統廃合に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、給食センターの運営に必要なこと。

(職員の職)

第4条 給食センターに次の職を置く。

- (1) 課長
- (2) 課長補佐又は係長
- (3) 主事又は技師
- (4) 主事補又は技師補
- (5) 書記又は技手

2 前項に規定するもののほか、教育委員会が必要と認めるときは、別に定める職を置くことができる。この場合においては、佐久市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則(平成17年佐久市教育委員会規則第6号)の規定を準用する。

(職に充てる職員)

第5条 前条に規定する職は、事務職員又は技術職員をもって充てる。

(課長等の職務)

第6条 課長は、上司の命を受けて給食センターの管理及び運営に関する業務を統括し、所属職員を指揮監督する。

2 課長補佐又は係長は、上司の命を受けて業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

3 主事、技師、主事補、技師補、書記及び技手は、上司の命を受けて事務又は技術に従事する。

(その他の職員)

第7条 給食センターに事務職員又は技術職員のほか、業務職員を置く。

2 業務職員は、上司の命を受けて給食業務に従事する。

(専決)

第8条 課長の専決事項は、佐久市教育委員会事務局処務規程(平成17年佐久市教育委員会訓令第2号)の規定を準用する。

(課長の旅行)

第9条 課長が旅行する場合は、出発の日の2日前までに教育委員会に届け出てその承認を受けなけ

ればならない。

(施設及び設備の管理)

第10条 課長は、業務を円滑に運営するため施設及び設備を正常な状態に維持するように努めなければならぬ。

(防災及び警備等)

第11条 課長は、毎年度の始めにおいて、給食センターの防災及び警備の計画を作成し、教育委員会に提出しなければならない。この場合において、学校に併設されている給食センターにあつては、防災及び警備の計画の作成に当たり、当該学校長と協議するものとする。

2 職員は、課長の定めるところにより、給食センターの防災及び警備の任務を分担しなければならない。

(業務の計画)

第12条 課長は、毎年3月末日までに翌年度の業務計画を定め、教育委員会に提出しなければならない。

(業務の報告)

第13条 課長は、別に定めるところにより給食センターにおける業務の成果を教育委員会に報告しなければならない。

(事故の報告)

第14条 課長は、重大な事故が発生したときは、速やかにその状況を教育委員会に報告しなければならない。

(運営委員会)

第15条 給食センターの円滑な運営を図るため、諮問機関として、給食センターに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織し、委員の任期は、その職の在任中とする。

(1) 給食を受ける小・中学校長

(2) 給食を受ける小・中学校のPTAを代表する者

(3) 学校医を代表する者 1人

(4) 学校薬剤師を代表する者 1人

(5) 識見を有する者 若干人

3 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

4 会長は、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営委員会の任務)

第16条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 給食費の決定及び給食の経理の認定に関すること。

(2) 給食の献立方針に関すること。

(3) 学校給食に関する諸般の調査及び研究

(4) 前3号に掲げるもののほか、学校給食に関し必要と認めた事項

(運営委員会の会議)

第17条 会長は、必要に応じ、運営委員会を招集し、会議の議長となる。

(献立委員会)

第18条 給食の充実を図るため、給食センターに献立委員会を置く。

2 献立委員会は、給食を受ける小・中学校長を代表する者、栄養士、学校給食主任及び給食を受ける小・中学校のPTAを代表する者をもって組織する。

(監査)

第19条 給食センターに監事を置き、給食の経理を監査する。

2 監事は、学校長及びPTAを代表する者をもって充てる。

3 監査は、年2回行うものとし、その結果を教育委員会及び運営委員会に報告するものとする。

(簿冊その他)

第20条 給食センターに次に掲げる簿冊を備え付け、整理しなければならない。

(1) 出勤簿

(2) 超過勤務命令簿

- (3) 休暇欠勤承認簿
- (4) 出張命令簿
- (5) 物資受払簿
- (6) 栄養摂取状況記録簿
- (7) 献立表
- (8) 業者別仕入帳
- (9) 調定簿
- (10) 領収証つづり
- (11) 給食日誌
- (12) 前各号に掲げるもののほか、管理運営に必要な簿冊
(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐久市学校給食センター管理規則（昭和41年佐久市教育委員会規則第2号）、臼田町学校給食センター規則（昭和41年臼田町教育委員会規則第2号）、浅科村学校給食共同調理場管理規則（昭和57年浅科村教育委員会規則第1号）又は、望月町学校給食共同調理場管理運営規則（平成16年望月町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月28日教委規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

平成24年度 佐久市学校給食望月センター給食会計予算 (案)

平成24年度佐久市学校給食望月センター給食会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 43,216,000 円と定める。

平成24年 6月 6日 提出

佐久市教育委員 会 造
学校給食課長 丸 山 陽

平成24年度 学校給食の実施内容（案）

（学校給食の意義）

学校給食は、身体の発育期にある児童生徒にバランスのとれた栄養のある食事を提供し、児童生徒の健康の増進、体位の向上を図るとともに、望ましい食習慣の形成と好ましい人間関係の育成など児童生徒の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

1 給食の運営目標

- ① 安全で安心して食べられる給食
- ② 栄養バランスのとれたおいしい給食
- ③ 衛生管理の徹底
- ④ 食に関する指導

2 献立方針

- ① 児童生徒の健康増進に役立つ食事内容とする。
 - ・ 栄養量の基準、食品構成は文部科学省の基準に準拠し、対象児童生徒の体位体格等に配慮する。
 - ・ 栄養価については、脂肪、たんぱく質の過剰と食物繊維、鉄分の不足に注意する。
- ② 児童生徒の学校生活の様子や学校行事に配慮し、行事食、旬の食材も取り入れ、子どもたちの楽しみとなるような、また季節感のある献立とする。
 - ・ クラスの希望献立を実施する。
- ③ 食物アレルギーに配慮した給食作り。
 - ・ アレルギー調査の実施と対応
(代替食、除去食の提供・詳細献立 配合表の希望配布)
- ④ 使用する食材は、原材料等が明かなものを選択し、地元野菜の生産期には積極的に利用し、地域食材を活用した献立の工夫を行う。
- ⑤ 給食献立年間計画 別紙

【献立作成の手順】

- ・ 基本は、小・中同一とし、主食、おかず等の分量を学年に応じて対応する。
 - ・ 献立は栄養士が原案作成、調理場内での献立会議を経て、決裁する。
 - ・ 献立委員会を開催し、家庭での不足しがちな栄養素や、食の安全、子どもたちの嗜好、保護者の願いなどを献立に反映する。
- (学期に1回開催：メンバー 学校長(会長) 給食主任、係長、調理員代表、栄養士 保護者代表 教育委員会)

3 給食費（平成21年度改訂）

- 小学校・・・一人1食当たり 260円
中学校・・・一人1食あたり 300円

4 衛生管理

- ① 望月給食センターにおける衛生管理の重点
「学校給食衛生管理の基準」にそって衛生管理に努める。
 - ・作業工程における汚染区域、非汚染区域での調理作業の区別
 - ・場内のドライ運用
 - ・調理過程での温度、時間等の記録
- ② 配送校にお願いしていること
 - ・直送品の検収と適切な保管（デザート、パン、ソフト麺、牛乳）
 - ・児童生徒の給食当番日常点検表の記録
 - ・検食簿の記入 ・食環境の整備
- ③ 事故発生時の連絡・対応 別紙

5 食に関する指導の目標と手立て

●食に関する指導【6つの食育観点】

【食事の重要性】 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。

【心身の健康】

心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事の取り方を理解し自ら管理していく能力を身につける。

【食品を選択する能力】

正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性について自ら判断できる能力を身につける。

【感謝の心】 食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心をもつ。

【社会性】 食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身につける。

【食文化】 各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重す心をもつ。

●食に関する指導の手立て

①食に関する指導に関わる全体計画の立案

- ・計画的に食育を推進するためには、各学校において食に関する指導に関わる全体計画を作成し運用していく。

②給食時、関連授業での取組み。

③保護者との連携

- ・PTA試食会（センター見学）
- ・学校保健会、献立委員会
- ・食生活アンケートの実施、考察
- ・給食便りの配布
- ・個別相談（食物アレルギー、ふとりすぎ、やせすぎ等）

④学校訪問（栄養士・調理員）による食への関心向上

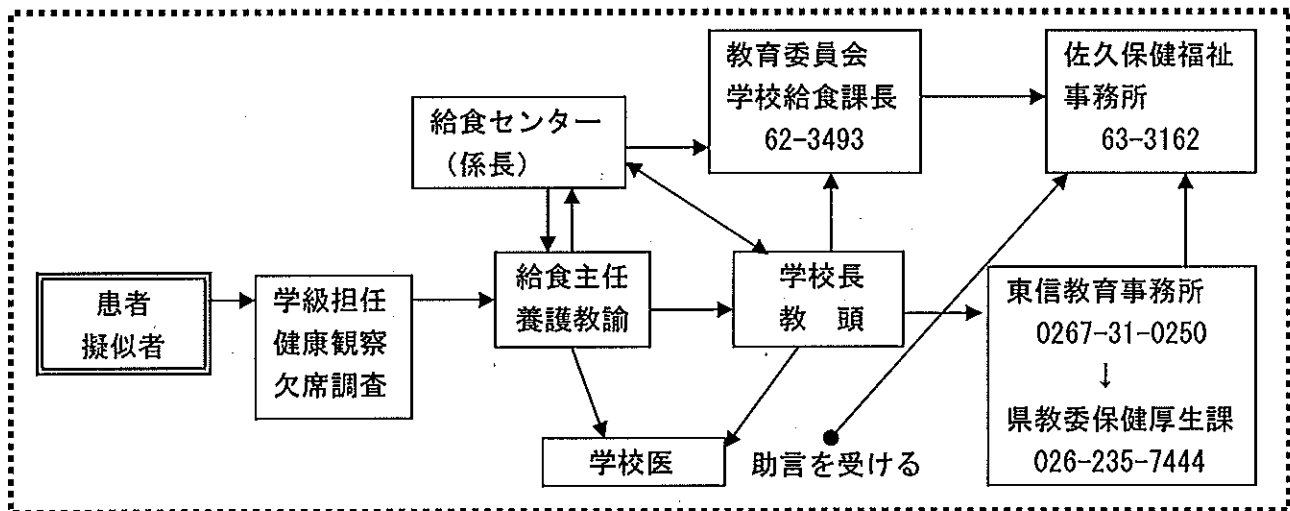
- ・給食ができるまで
- ・食事のマナーを身につけよう（箸の使い方、姿勢、手洗い）
- ・栄養バランスについて ・成長期に必要な栄養素
- ・朝ごはんの重要性 ・食べ物と健康の関わり

給食献立年間計画

佐久市学校給食望月センター

月	月目標	○指導内容 ・献立作成のポイント	行事食等	旬の食材	各種行事
4月	給食のきまりを守り、 楽しい食事をしよう	○給食の決まりを身にするける ○食事のマナー ・入学進級を祝う献立	入学進級祝い お花見給食	・美生柑 ・春きゃべつ ・うどん	入学式 中3 修学旅行
5月	食べ物の働きを知ろう	○食べ物には、働きによって3つに分けられることを知る。【赤黄緑】 ・端午の節句献立 ・春の息吹を感じさせる献立	こどもの日献立 希望献立	・新たけのこ ・小かぶ ・かつお ・アスパラ ・ふき ・かしわもち	
6月	朝ご飯の大切さを知ろう	○朝ご飯の大切さを知る ○歯によい食べ物、噛むことの大切さを知る ・噛むことを意識できる献立 ・カルシウムの摂取を考えた献立 ・梅雨時の衛生に配慮した献立	食育月間 虫歯予防デー 【かみかみ】 希望献立	・大豆 ・豆あじ ・トビウオ ・新たまねぎ ・メロン ・びわ	中 佐久大会 プール開き
7月	夏の食事のとり方を知ろう	○夏の食生活について知る ○夏の水分のとり方について ・夏の食材を取り入れた献立 ・地物野菜の活用	七夕献立 土用の丑の日 希望献立	・じゃがいも ・白菜 ・きゃべつ ・さくらんぼ ・すいか	小5年 キャンプ 中1年 臨海 中2年 登山 終業式
8月	規則正しい食事をしよう	○生活リズムと食事の関連を知る ・夏ばてを防ぐ献立 ・夏の食材を取り入れた献立 ・地物野菜の活用	希望献立	・ゆい豆 ・大根 ・なす ・かぼちゃ ・ピーマン	
9月	食事と運動について考えよう	○運動と食事の関わりを知る ・秋の食材を取り入れた献立 ・地物野菜の活用	お月見献立 地域食材の日 (フナの甘露煮) 希望献立	・ぶどう ・なし ・秋なす ・長ネギ ・里芋 ・きのこ	中 若駒祭
10月	好き嫌いせず、何でも食べよう	○偏食による健康障害を知る ・秋の実りを感じさせる献立 ・身によい食べ物を取り入れた献立 ・青魚を取り入れた献立	目の愛護デー 希望献立	・さば ・サンマ ・ブルーン ・くり ・にんじん ・さつまいも	
11月	感謝して食べよう	○食べ物をいただく事への感謝の心を持つ ・自然の恵みを感じられる献立	希望献立	・きのこ ・洋なし ・柿	
12月	健康によい食べ方をしよう	○日本の食文化を知る ・日本型食生活の良さを取り入れた献立 ・寒さに負けない献立 ・体を温める献立	冬至 クリスマス 希望献立	・みかん ・りんご ・大根	
1月	寒さに負けない食事をしよう	○体を温める食事を知る ○学校給食の歴史や意義を知る ・冬の食材を取り入れた献立 ・体を温める献立	給食記念日 正月料理 七草 鏡開き 大寒 希望献立	・白菜 ・ほうれん草 ・鮭 ・たら ・ボンカン ・佐久鯉	
2月	寒さに負けない食事をしよう	○食事と健康について考える ・冬の食材を取り入れた献立 ・体を温める献立	節分 希望献立	・大豆 ・わかさぎ ・矢島凍豆腐	小 そり・特-教室
3月	1年間の食生活をふりかえろう	○自分の食生活について振り返る ・卒業を祝う献立	ひなまつり 卒業祝い 希望献立	・いよかん ・菜の花 ・桜もち	卒業式

1 児童・生徒に給食が原因と思われる体調不良者がでた場合
《連絡体制》



《対処方法》

- ① 健康観察等により感染症や食中毒のような疑わしい症状のある児童・生徒があるときは
学級担任 → 給食主任・養護教諭 → 教頭 → 学校長 → 給食センター・係長 → 課長
- ② 係長（以下 係長が不在の場合は、栄養教諭等または調理主任）は、課長に報告し、他の
配送校の状況を把握するとともに、課長と対応を協議する。
- ③ 報告を受けた課長は、関係機関と対応を協議する。
 - ・ 校医もしくは保健福祉事務所の指導により給食の可否を決定する。
 - ・ 保護者に対しては教育委員会や佐久保健福祉事務所の指示に基づき、感染症または食中毒の
（疑いがある）事実、児童・生徒の健康調査、検便などの各種調査への協力をお願いを速やか
に連絡する。その際、個人のプライバシーなどの人権に対する侵害が生じないように配慮する。